

# 平成28年美郷町議会議事録

## 第2回 定例会 (第1号)

招集年月日	平成28年 6月 7日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	平成28年 6月 7日 午前 9時30分				
		議長 西嶋 二郎				
	散会	平成28年 6月 7日 午前10時54分				
		議長 西嶋 二郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席〇〇名 欠席〇〇名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議長	西嶋 二郎	○	5	岩根 和博	○
	副議長	安田 勝司	○	6	山本 幹雄	○
	1	原 克美	○			
	2	福島 教次郎	○	9	黒川 民次郎	○
	3	栗原 進	○	10	箕根 正一	○
	4	藤原 修治	○	11	佐竹 一夫	○

会議録署名員	3番	栗原進	4番	藤原修治
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長	樋ヶ司	健康福祉課長	木川士朗
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	赤穴清
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	難波博恵
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	漆谷和彦		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長 窪田英通 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成28年美郷町議会第2回定例会議事日程

(第 8 号)

平成28年 6月 7日 (火) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	請願の委員会付託
4	議案の上程、説明 議案第36号 美郷町国民健康保険税条例の一部をする条例について 議案第37号 平成28年度美郷町一般会計補正予算(第1号) 議案第38号 平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第39号 平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第40号 平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 議案第41号 平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) 議案第42号 平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町税条例等の一部を改正する条例) 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例) 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成27年度美郷町一般会計補正予算(第7号)) 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について(簡易給水施設 15施設) 議案第48号 財産の取得について(土地及び定着物) 報告第1号 平成27年度美郷町一般会計繰越明許費について

## ●西嶋議長

おはようございます。開会前ではありますが、町長より諸報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

番外、町長。

## ●景山町長

おはようございます。開会前でございますが、ただいま議長のお許しをいただきましたので、諸報告5点について、ご報告をいたします。

1点目は、再生可能エネルギー事業について。木質バイオマス発電と小水力発電に係る再生可能エネルギー事業では、議会のご理解をいただき、準備を進めているところです。事業導入に関する調査と基本設計業務について、すぐれた企画提案を全国から受けるべくプロポーザル方式で、6月6日から美郷町公式サイトにて公募開始しております。また、有識者を含めた審査会を7月4日に予定しており、参加事業者から本事業の地域事業調査をはじめ、将来に向けた安定的な運営手法や、経済性の詳細など、多岐にわたる事項の提案を受け、慎重に審議することとしております。実施採択が認められた場合は、以降の基本設計から事業化までを選定された事業者が実施する運びとなります。

2点目は、美郷町長期総合計画の策定スケジュールについて。現在、策定中の第2次美郷町長期総合計画は、昨年12月に町内有識者による審議会を立ち上げ、これまで5回の審議会を開催しており、また副町長を中心とした策定委員会では、基本構想を検討、精査しているところです。今後は、昨年決定した「まち、ひと、しごと創生総合戦略」との一体性を加味し、実効性を持った基本計画の策定について、作業速度を上げて作成していくこととしております。基本構想に加え、基本計画も議会での議決をいただくことになったことから、より活発な議論を経ていくことが肝要と考えており、当初に予定した策定スケジュールの範囲を超えての提案もやむを得ないと考えております。何卒ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

3点目でございますが、島根県消防操法大会の出場について、7月31日に出雲市で開催されます第60回島根県消防操法大会の小型ポンプの部に美郷町を代表して、粕淵分団が出場されます。既に4月から、江津邑智消防組合邑智出張所職員の皆さんの指導のもと、分団一丸となって訓練に取り組んでおられます。現在は防災公園を訓練会場として、各分団から応援をいただき週3日から4日の訓練を重ねています。大会では選手の皆さんが訓練の成果を遺憾なく発揮され、堂々とした操法を展開されますこと期待をしておりますので、ご声援をよろしく願いをいたします。

次、4点目でございますが、町長選挙及び町議会議員補欠選挙について。平成28年10月23日に町長の任期が満了となることから、本年6月2日開催の美郷町選挙管理委員会において、選挙日程等を決定されました。また、平成25年10月16日から1名の欠員となっております美郷町議会議員につきましても、補欠選挙をあわせて行うことが決定されました。いずれの日程も次のとおりです。立候補予定者説明会、平成28年9月

2日金曜日、告示、平成28年10月4日、火曜日、投開票、平成28年10月9日、日曜日。

次、5点目でございますが、工事などの発注状況について、本年3月1日から5月31日までの工事の発注状況等につきましては、一覧表をお手元のタブレットに配信しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

報告6点目の陳情等の取り組み状況につきましては、副町長から報告を申し上げます。私の方から以上でございます。

#### ●西嶋議長

番外、副町長

#### ●樋ヶ副町長

お許しをいただきましたので、平成27年に議会で採択となりました陳情への取り組み状況につきまして、2件の報告をさせていただきます。

まずはじめに、都賀本郷連合自治会からの小集落改良住宅の用途廃止後に、若者定住住宅の建設についての陳情でございますけれども、これにつきまして報告いたします。まず、住宅の解体についてであります。当初予算額に対して、国からの内示が要望の4割程度となっております。この状況では、今年度にすべてを撤去し、整地を完了することが困難な状況でございます。今後、割り当ての再配分か補正につきまして、島根県への要望をしてみたいと考えております。次に、敷地造成と入居者の募集につきましては、解体工事が完了後、用途廃止を行いまして、造成関連の事業に入ることとなりますけれども、現在3区画の計画で概算設計を行い、予算規模を算出しております。募集につきましては、造成工事の時期に並行して行う予定でございます。総合戦略におきましては、平成31年度末までに、町外入居者15世帯を目標としております。若者定住住宅は、町外入居者の見込みも立てながら事業を実施することとなりますけれども、目標を達成するため、早い段階から情報提供することが重要であると考えておまして、地元自治会によりますUIターンの情報の提供や、UIターンフェアの定住相談会などで、情報の提供を行うこととしております。

続きまして、邑智郡ことばを育てる親の会からの陳情につきましては、次のとおり対応いたしましたので報告をいたします。この陳情の趣旨は、通級指導教室に関する取り組みにつきまして、小中学校の通級指導教室の充実、幼児への通級による指導相談等の充実、理解啓発のさらなる充実という3点でございました。小中学校の通級指導教室の充実につきましては、平成27年度から、邑智小学校に通級指導教室が開設され、町内の小中学校での通級指導が受けやすくなり、ニーズも高まってきており、小学校から引き続き中学校でも通級指導を受ける生徒も多く、今後は、担当教員の増員や中学校通級指導教室の開催についても、働きかけてまいりたいと考えております。幼児への通級による指導、相談等の充実につきましては、郡内の特別支援連携協議会と連携して行う、にこにこ子育て相談会と町健康福祉課の巡回教育相談を合同で開催し、通級指導教室の担当教員が保育園を

訪問し、就学前の幼児の状況を把握できるようにしており、また、にこにこ子育て相談会の案内を町内保育園の全保護者に配付し、幼児とその保護者の相談の場として通級指導教室での支援につなげております。理解、啓発の更なる充実につきましては、親の会の活動支援といたしまして、6万253円を28年度予算に計上しているところでございます。以上でございます。

●西嶋議長

町長の諸報告が終わりました。

全議員出席であります。ただいまから、平成28年美郷町議会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番・栗原委員、4番・藤原議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から15日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、請願の委員会付託を議題といたします。本定例会までに受理いたしております請願は、お手元に配分してあるとおりであります。会議規則第95条の規定により、産業建設常任委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第4、議案の上程説明を議題といたします。

本定例会に提案を受けております議案は、条例案1件、予算案6件、一般事件案6件、報告事件案1件の計14件であります。

議案第36号から議案第48号までの13議案並びに報告事件案1件の計14件を一括上程いたします。

はじめに、議案第36号の条例案について提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第36号につきまして、ご説明いたします。

議案第36号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成28年6月7日提出 美郷町長 景山良材

改正の趣旨について、ご説明いたします。このたびの税率改正につきましては、平成27年度に引き続きの改正として上程をさせていただきました。理由といたしましては、大きく、次の3点の理由によるものでございます。1点目は、医療費増加への対応。2点目は、国保運営の広域化に向けた保険税の激変緩和。3点目は、課税方式を3方式への変更による応能応益割合のバランス調整でございます。それでは、具体的な改正内容の説明をさせていただきます。新旧対照表の方がわかりやすいかと思っておりますので、大変お手数ですが、新旧対照表をごらんください。1ページ目をお願いします。第3条では、所得割額の割合を規定しておりますが、この所得割額を8.72%から9.3%に引き上げでございます。この9.3%というのは、正式なものではございませんけれども、現時点で県が示している標準保険料率となっております。続いて、第5条です。第5条では、均等割額について、被保険者一人当たり2万3100円を2万5000円に引き上げでございます。次の第5条の2では、世帯別の平等割額について規定しております。2ページをお願いします。一般世帯、一世帯当たりの平等割額約1万6000円を1万8000円に、また特定世帯については、8000円を9000円に、特定継続世帯については、1万2000円を1万3500円に、それぞれ引き上げるものでございます。この均等割平等割と言った応益分につきましては、応能分とのバランス、他の自治体等の額も考慮して、現時点で県が示している標準保険料率よりも少し低い設定としております。続きまして第6条です。第6条では、後期支援分の所得割の税率について、3%を3.1%に引き上げるものでございます。続いて、第7条の2です。第7条の2では、後期支援分の均等割額について、6800円を7500円に引き上げるものでございます。続いて、第7条の3です。第7条の3では、後期支援分の平等割額一般世帯で4600円を5300円に、特定世帯で2300円を2650円に、特定継続世帯で3450円を3975円にそれぞれ引き上げるものでございます。続いて第8条です。第8条では、介護分の所得割の税率を規定しております。2.9%を2.8%に、こちらは引き下げを行います。3ページをお願いします。第9条の2では、介護分の均等割額を規定しております。こちらは、7600円から8000円に引き上げるものでございます。続いて、第9条の3、第9条の3では、介護分の平等割額を4200円から4500円に引き上げるものでございます。ここまです基本となる保険税率というところになってきます。続いて、第23条でございます。23条につきましては、国保税の軽減について規定をしているところでございます。この軽減につきましては、前年の所得等に応じてそれぞれ応益部分の軽減を行うことを規定しております。始めに第1項第1号ですが、この第1号は、7割の軽減というところに当たります。医療分、後期高齢者医療分、介護納付分のそれぞれ均等割、平等割りについて、次のアから4ページのカまで規定をしておりますけれども、これがそれぞれ先ほど説明しました第5条から第9条の3に規定しております基本となる金額、これに対して7割を軽減をするということになってございます。同じく次の第2号では、5割を軽減するというこ

ろになります。5ページから6ページに規定をしております第3号部分では、2割軽減というところがございます。1つ1つの項目についての説明は、省略させていただきますので、ご了承いただきたいと思えます。附則の説明をいたします。附則の説明につきましては、お手数おかけしますが、先ほどの議案書の改正文の最終ページをご覧ください。1の施行期日ですが、施行期日につきましては、平成28年4月1日から施行することを規定しております。2の適用区分としまして、改正後の規定は、平成28年度分の保険税について適用し、平成27年度分までの保険税については、従前の例によるということにしております。以上が議案第36号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

続いて議案第37号から議案第42号までの予算案6件について、順次提案理由の説明を求めます。番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程になりました議案37号について、ご説明を申し上げます。

議案第37号、平成28年度美郷町一般会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、613万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1886万5000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの賃金並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

それでは2ページの第1表、歳入歳出補正の歳入内訳をご説明します。8ページをお開き下さい。2、歳入でございます。款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金をご覧ください。節01総務管理費補助金です。イベント開催経費として、島根縁結びつき市町村交付金において、交付決定がありましたので、交付額60万円を計上しました。続いて、同じく県支出金、項3委託金、目2総務費委託金です。これはこのたびの参議院選挙に伴う広報冊子の委託金6万5000円を計上しております。続きまして、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金です。節は、1財政調整基金繰入金です。歳出の補正減額に総じて800万円の繰り入れ減額を講じています。1番下の款20町債、項1町債、目1総務費、節5過疎対策ソフト事業債です。先ほどご説明差し上げましたイベントを開催経費に充当していたことから、この度、同額60万円を減額しました。9ページをお開きください。同じく款20町債、1町債、目7教育債です。節07過疎対策ソフト事業債です。小学校のサポート教員の賃金に充当するものです。続きまして、3ページの第1表、歳入歳出補正予算の歳出内訳をご説明します。10ページをお開きください。3、歳出でございます。最初に、款1議会費から款10教育会費までの節2給料、節3共済費、節4共済費までございますが、これに関する人件費については、一括説明をさせていただきます。4月1日の昇給及び昇格を初めとする人事異動に伴うまた、共済費



の負担率の変更によるもので、人件費の一般会計総額は120万6000円の増額となります。また、他会計の繰出金、5会計ございますが、これにつきましても、4月1日の人事異動に伴うものと、共済費負担率の変更に伴う人件費に伴い、節28繰出金として、5会計の合計は52万円の増額となっております。それでは具体的に、款2、総務費、項1総務管理費、目企画費でございます。一番下の段でございます。これにつきまして、補正額の財源内訳の中で、県支出金並びに地方債60万円の相殺がありますが、これは先ほどお話ししました縁結び交付金によるものでございます。右の欄の説明、3公共交通対策費、150万円、美郷町三江線利用促進協議会への補助金でございます。11ページをお開き下さい。款2総務費、項1総務管理費。説明6、新エネルギー推進でございます。当初この事業に関しましては、木質バイオマス並びに小水力発電の事業委託のコンサルティングを予定しておりましたが、直営業務としたことからですね、その他委託金の1600万円減並びにその他直営であるために必要な経費、報償金等を計上したものです。続きまして、12ページをお開きください。款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費でございます。説明欄、賦課徴収費でございます。後期高齢者医療会計での計上に伴う、産休代替臨時職員を人事異動に伴い、賦課徴収費に組み換えたものでございます。続きまして、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費でございます。説明欄の一番下の段でございますが、手数料について説明させていただきます。公的個人認証の発行の端末データのデータ消去の作業のため、本庁並びに大和事務所、それぞれ1カ所のデータ消去削除作業に手数料として払うものでございます。13ページをご覧ください。款2総務費、項4選挙費、5参議院議員選挙費、説明欄をご覧ください。選挙費の印刷製本費として上げております。これは先ほど、お話ししましたように、新しく7月の参議院選挙から、18歳以上の選挙権スタートに伴う啓発冊子の導入に計上しております。続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。節19負担金及び交付金のところをご覧ください。浜田人権擁護委員協議会助成金4万2000円並びに邑智郡保護司会への助成金4万3000円、合わせて8万5000円を計上しております。下に移りまして、2社会福祉施設費、報酬費、こちらは、都賀行隣保館の複合機の耐用年数を経過をしたために修繕不可ということで、新たにOA器機借上料8万2000円を計上しております。続きまして、15ページをお開きください。真ん中ほどの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございます。こちらの繰出金につきましては、1保健衛生総務費の28繰出金につきましては、簡易水道拠出金運転分として7万7000円を計上しております。続きまして、4目診療費でございます。こちらの繰出金につきましては、大和診療所職員昇級昇格による人件費の増として56万1000円を計上させていただいております。16ページをお開きください。下段、款6農林水産費、項1農業費、目3農業振興費でございます。23償還利子及び割引料でございます。平成27年度交付金差異のため、1000円の返還金のため計上してございます。続きまして、17ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費でございます。28繰出金に

つきまして、これは農業集落排水事業繰出運転分の減ということで、1万2000円を減額しております。18ページをご覧ください。最下段、款8土木費、項5都市計画費、目4公共下水道費、28繰出金でございます。こちらは、公共下水道繰出金として、運転分の増として4万円を計上してございます。1ページ飛びまして、20ページをご覧ください。款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。節7賃金のところをご覧ください。こちらは、サポート教員時間数増による、賃金、通勤手当の増、合わせて学校図書司書時間数の減ということで、相殺して139万5000円を計上しております。下段、款10教育費、項6社会教育費、目1社会教育総務費でございます。節7並びに節13賃金、委託料でございますが、銀山街道の国史跡を目的とした古文書の読み下し業務を個人委託しておりましたが、賃金での組み替えで計上しております。続きまして、5ページをお願いします。ちょっと戻ります。第2表 地方債補正でございます。地方債補正は先ほどの歳入での内訳説明のとおりとしておりますが、過疎対策ソフト事業債を上から6段目でございますが、120万増額をしております。最後に、6ページ、7ページのそれぞれの項別明細書は、項目集約をしたもので、お読み取りいただき、説明の方は割愛をさせていただきます。以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

●西嶋議長

番外、建設課長。

●赤穴建設課長

それでは上程になりました議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号、平成28年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の簡易水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8633万7000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、6ページをお願いいたします。6ページ、2、歳入であります。款5繰入金、項1他会計繰入金でございます。一般会計繰入金としまして、先ほど一般会計の補正予算にもありましたように、繰出金が7万7000円ございました。それに伴いまして、特別会計の方に7万7000円の繰入金を計上したものです。説明にありますように、運転費ということで、人件費相当分に当たります。それでは、7ページをごらんください。3、歳出であります。款1上水道、項1簡易水道事業です。目1の簡易水道事業費でございます。補正額7万7000円、説明にありますように、この度の人事異動によるおりましたところの人件費分、それから退職手当等の負担金の減額等々によりまして、繰入金を7万7000円補正するものであります。以上が、議案38号でございます。ご審議のほどよろ

しくお願をいたします。

続きまして、議案第39号について説明をいたします。

議案第39号、平成28年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の下水道事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6080万1000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

それでは、6ページをお願いいたします。2、歳入であります。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。これも補正額2万8000円でございます。適用にありますように、公共下水道及び集落排水、一般会計の方でも説明がありましたように、公共下水道4万円、集落排水で1万2000円の減額ということで、合計補正額2万8000円ということになっております。次の7ページをご覧ください。歳出でございます。3、歳出、款1下水道費、項1公共下水道事業費、目1の特定環境保全公共下水道事業費であります。補正額4万円、説明欄にありますように、内訳は、退職組合の負担金。退職手当負担金、それぞれの合計によりまして4万円の繰入金の補正であります。その下の欄、款1下水道、項2の農業集落排水施設事業費、目1の農業集落排水施設事業費であります。1万2000円の減額補正であります。これも同じく人件費関係の補正でありまして、合計で1万2000円の補正、減額という補正であります。以上が議案第39号のご説明といたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ●西嶋議長

番外、住民課長。

#### ●高橋住民課長

上程になりました議案第40号について説明いたします。

議案第40号、平成28年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ29万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億994万2000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

6ページをお願いいたします。補正の理由でございますが、本年4月の人事異動及び共済費の率の改定に伴う補正が主なものでございます。2、歳入、款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額29万6000円の減額でございます。これは人事異動後の職員給与費等が減少したため、それから共済費の率の改定が主なものでござ

います。一般会計からの繰入金を減額するものでございます。7ページをお願いします3、歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。補正額29万6000円の減額でございませう。人事異動及び共済費の率改定に伴い、給与、手当、共済費を減額をするものでございませう。以上で、議案第40号の説明終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして、上程になりました議案第41号について説明いたします。

議案第41号、平成28年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ56万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8834万3000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

補正の理由でございませうが、本年4月の職員の昇給、昇格及び共済費の率の改定に伴う補正が主なものでございませう。6ページをお願いします。2、歳入、款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額56万1000円の増額でございませう。給与費、共済費の増に伴い、繰入金を増額するものでございませう。7ページをお願いします。3、歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額56万1000円の増額でございませう。増額の理由でございませうが、昇格による給与手当の増、共済費の率改定により、増額を行うものでございませう。以上で議案第41号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

続きまして上程いただきました議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号、平成28年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、平成28年度美郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8808万2000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

6ページをお願いします。補正の理由でございませうが、本年4月の人事異動及び共済費の率の改定に伴うものが主なものでございませう。2、歳入、款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、職員給与費分の繰入について、154万9000円の減額でございませう。7ページをお願いします。3、歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、154万9000円の減額でございませう。職員の人事異動及び共済組合の率の改定によるものでございませうが、このうち臨時職員分賃金の150万1000円につきましては、産休代替職員を臨時職員ということで、後期高齢者医療で予定をしておりましたけれども、課内の方で配置換えを行いました。その関係で、産休代替職員、産休職員が税務

係の方に変更しましたので、先ほど一般会計の方でも説明がございましたように、賦課徴収費の方にこの予算を付け替えております。そうしますと、本会計からは減額ということになるのでございます。以上で、議案第42号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

続いて、議案第43号から議案第48号までの一般事件案6件について、順次提案理由の説明を求めます。番外、住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第43号につきまして、ご説明いたします。

議案第43号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。記、処分事項。美郷町税条例等の一部を改正する条例、処分年月日、平成28年3月31日。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行するものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例等について、専決処分を行ったものでございます。初めに、このたび専決処分をさせていただいた改正条例の構成でございますが、本文を、2条で構成させていただいております。第1条が固定資産税に関するもの、第2条が条例の一部を改正する条例の改正ということで、内容はタバコ税に関するものとなっております。改正の内容等につきましては、新旧対照表がわかりやすいかと思っておりますので、そちらの方で説明させていただきたいと思っております。

まず改正条例、第1条の内容でございますが、第56条では、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者の申告について規定をしております。改正前の地方税法第348条第2項の規定のうち、または第12号の固定資産とあるところを、若しくは第12号の固定資産又は、16号の固定資産という条文に改正するもので、これは非課税の対象に16号を加える内容となっております。ここでいう12号は、公益社団法人または公益財団法人が研究の用に供する固定資産を指しております。また16号は、独立行政法人労働者健康安全機構が設置をする、医療教育の用に供する固定資産を指してございます。続いて56条中段にありますのは、独立行政法人の名称変更で、労働者健康福祉機構を、労働者健康安全機構に改正するものでございます。次のページをお願いします。第59条の関係でございます。第59条は先ほどの56条の非課税の適用を受けた者が、その適用を受けなくなった際の申告について規定をしております。56条と同じく地方税法第348条第2項第16号を加える改正となっております。続いて、附則第10条の2でございます。この附則第10条の2は、わが町特例による固定資産税の課税標準額の特例を定めたもので、地方税法に規定されている各分野の固定資産について、本庁に該当する可能性の

ある者を対象に掲げております。初めに、第4項ですが、こちらは下水道関係の除雪施設について規定をしておりますが、このたびの改正は、地方税法の条ずれに対応したものでございます。7項から11項につきましては、新しく今回加えたのでございます。電気事業者等による再生可能エネルギー電気の調達等に関する特別措置法に基づき、固定資産税の課税標準額の特例を定めております。具体的には、7項が、太陽光発電設備、8項が風力発電設備、9項が水力発電設備、10項が地熱発電設備、3ページに移りますが、11項がバイオマス発電と設備となっております。続きまして、第10条の3第8項です。第10条は、新築住宅等に対する固定資産税の減額について規定をしているもので、第8項では、熱損失防止改修工事による減額の適用を受けようとする際の、申告書に記載する事項について規定をしております、工事費用の他、補助金等の額を記載するよう加えたものでございます。4ページをお願いします。続いて改正条例第2条の関係でございます。こちらは、町たばこ税に関する経過措置についての改正でございます。町たばこ税につきましては、旧3級品たばこについて、平成27年12月議会定例会において、平成30年度まで段階的に引き上げていく改正を承認いただいております。この際、地方税法の規定の準用する読み替え表を示しておりますが、このたびの地方税法の改正により、条項に変更が生じたため、それぞれ参照する条項を改正するものでございます。なお、それぞれの項目の詳細の説明は割愛させていただきたいと思っております。最後にこのたびの改正条例の附則について説明いたします。こちらは、新旧対照表にはございませんので、お手数おかけしますが、議案第43号の改正文の方に戻っていただきまして、終わりの2ページ目から、ご覧いただきたいと思っております。附則第1条につきましては、この条例の施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。第2条では、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する部分は、平成28年度分以降の固定資産税について適用することを規定したものでございます。同2項から6項までの規定は、新条例附則10条の2の7項から11項で追加した再生可能のエネルギー設備の関係でございますが、この規定は、平成28年4月1日以降に新たに取得され、平成29年度以降に課税することになる固定資産税について、適用することを規定しています。第7項についても同様で、平成28年4月1日以後に回収され、平成29年度以後に課税することになる熱損失防止改修住宅等に対して適用することを規定していくものでございます。以上が議案第43号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

続いて上程いただきました議案第44号につきましてご説明いたします。

議案第44号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。記、処分事項、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、処分年月日、平成28年3月31日。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

この度の改正は、議案第43号と同じく、地方税法等の一部改正が、平成28年3月3

1日に公布、4月1日施行されたことに伴い、美郷町国民健康保険税条例につきまして、直ちに条例改正を必要としたため、専決処分を行ったものでございます。

改正の趣旨ですが、平成28年度、税制改革大綱の中で、国保税における負担の公平性を図るため、平成27年度に引き続き、軽減措置の拡充と課税限度額の引き上げが盛り込まれたことによるものです。そうしますと、こちらにつきましても新旧対照表でご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは1ページ目をお願いします。具体的な改正の内容でございますが、初めに、第2条の課税の限度額の関係につきまして、第2項に定められております所得割並びに被保険者均等割額及び世帯別の平等割額の合算額、いわゆる基礎課税額となるものでございますが、その限度額を52万円から54万円に、3項に定められております後期高齢者支援金等課税額の限度額を17万円から19万円にそれぞれ引き上げるものでございます。続いて、第23条の関係でございます。23条は、国保税の減額の基準について定めたものでございます。第1項本文中、減額後の限度額について、第2条第2項の改定に合わせ、52万円を54万円に、17万円を19万円にそれぞれ改めるものでございます。次のページをお願いします。同項第2号及び第3号につきましては、減額の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗べき金額を5割減額となるものについて、26万円から26万5000円に、2割減額となるものについて、47万円から48万円に改めるものでございます。附則につきましては、改正文の方でご説明したいと思いますので、お手数ですが議案第44号、改正文の方にお戻りください。最終ページでございます。附則の施行期日としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条に規定しておりますとおり、改正後の規定は、28年度分以後の国民健康保険税から適用し、平成27年度分までは、従前の例によるものでございます。以上が議案第44号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

番外、総務課長。

●小田総務課長

上程になりました議案第45号についてご説明いたします。

議案第45号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。記、処分事項、行政不服審査法の改正に伴う、関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例、処分年月日、平成28年3月31日。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

この条例改正について、専決処分を行った理由を説明いたします。

28年3月31日に地方税法が一部改正され、4月1日に施行することに合わせ、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正を、同条例の施行日である28年4月1日までに行う必要があったためでございます。

この条例の制定理由について説明いたします。28年3月定例会で、可決されました行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の附則の規定中、固定資産課税台帳に登載された価格に関する審査の申し出に対しての行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、改正された地方税法の規定の適用について、経過措置を明確化するためでございます。

改正の概要について説明いたします。改正前の規定では、改正後の美郷町固定資産評価審査委員会条例の規定は、28年度分以降の年度の固定資産税にかかる審査の申し出について適用し、27年度までの固定資産税に係る申し出については、28年4月1日以降の審査申し出を除き、従前の例によることとしておりました。今回の改正により、改正後の美郷町固定資産評価審査委員会条例の規定を適用する場合と、従前の例による場合について、地方税法の規定を引用し、より明確に規定することとしております。以上により、この条例の制定について専決処分の承認を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程になりました議案第46号についてご説明を申し上げます。

議案第46号、専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。記、平成27年度、美郷町一般会計補正予算第7号、処分年月日、平成28年3月31日。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山 良材。

専決第4号、平成27年度美郷町一般会計補正予算第7号、平成27年度美郷町の一般会計補正予算第7号は、次の定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6657万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億1619万1000円とする。2、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

平成28年3月31日専決処分、美郷町長 景山 良材。

専決処分の内容でございます。歳入につきましては、年度末に至りまして、地方贈与税、各種交付金、それから特別交付税が確定したことによる増額補正でございます。また、財源としておりました普通交付税の歳入のない記載、これを減額するとともに、歳出面におきましては、歳入の確定に伴います基金の積み立ての計上を行いましたので、ご報告を申し上げます。

2ページの第1表、歳入歳出補正予算の歳入内訳のご説明をします。8ページをお開きください。款2地方譲与税から次ページでございます款7自動車取得税交付金並びに1



0ページの交通安全対策特別交付金につきましては、交付額の確定によります補正でございます。合計で2869万4000円の増額となりました。9ページの一番下段でございます。款、地方交付税、項、地方交付税、目、地方交付税でございます。ここでは、3861万6000円の増額でございます。これによりまして、平成27年度特別交付税を含む地方交付税は37億3793万6000円となり、対前年比で申し上げますと、0.3%であります。増額としてほぼ横ばいとなりました。続いて、次のページをお願いします。款13国庫支出金です。項、国庫補助金、目5総務費国庫補助金、これは、908万4000円の増額です。これは、ナンバー制度導入に伴うシステム整備に係る補助金です。続きまして、款14県支出金をご覧ください。こちら説明にありますそれぞれの交付金につきましては、交付確定からの増額で、総額165万1000円の増額です。款15財産収入です。項、財産収入売却収入、目、不動産売却収入でございます。1土地建物売却収入738万8000円を計上しております。これは、除雪基地格納庫として久保地内の町有地を島根県に売却、それに伴う不動産収入でございます。続いて、11ページをお開きください。款20町債でございます。先ほどの地方債の補正にて説明を申し上げましたので、割愛をさせていただきます。12ページをお願いします。4ページの第1表、歳入歳出補正予算の歳出の内訳でございます。3、歳出、款2総務費でございます。目5財産管理費について、繰入金を100万円減額し、一般財源7100万円にしまして、こちらの方は、公共施設維持管理基金に2000万、地域振興基金5000万、合わせて7000万を積立とするものです。款8土木費、項2土木道路橋梁費、目、道路新設改良費。こちらは一般公共債の借入を取りやめ、一般財源にしたものからの財源更正でございます。それから、1番下でございます。款14予備費でございます。これは積立基金での調整のため342万1000円を減額しました。5ページをお願いします。第2表 地方債の補正です。上から11段目、道路整備事業債でございます。これを1850万円減額して、限度額を4210万円とするものでございます。いずれも財源として、公共事業債での予定をしておりましたが、公共事業債は、交付税算入の裏付のない財源の起債でございますので、後年の負担とならないように、考慮しまして、起債の借入れをやめ、一般財源で対応したところでございます。起債の方法並びに利率、償還の方法は、変更ありません。最後に、6ページ、7ページにつきましては、それぞれの項目別明細書でありまして、集約したものでありお読み取り頂き、説明は割愛をさせていただきます。以上、議案第46号の説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

●西嶋議長

はい。番外、建設課長

●赤穴建設課長

上程になりました議第47号につきまして、説明いたします。

議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

記、まず、公の施設名称及び指定管理者の指定を受ける団体の名称、指定管理の期間で  
ございます。指定管理の期間は平成28年7月1日から平成38年6月30日まで。すべ  
ての施設について同じ期間であります。まず、公の施設の名称、久保法田簡易給水施設、  
これは久保法田営農飲雑水管理組合。小松地簡易給水施設、小松地校下簡易給水施設管理  
運営委員会。惣森簡易給水施設、小松寺校下簡易給水施設管理運営委員会。寺谷簡易給水  
施設、小松地校下簡易給水施設管理運営委員会。寺谷2簡易給水施設、小松地校下簡易給  
水施設管理運営委員会。小林簡易給水施設、小林地区簡易給水施設管理運営委員会。明塚  
簡易給水施設、明塚地区簡易給水施設管理運営委員会。市井原簡易給水施設、市井原地区  
簡易給水施設管理運営委員会。竹簡易給水施設、竹地区簡易給水施設管理費委員会。信喜  
簡易給水施設、信喜地区簡易給水施設管理運営委員会。石見簡易給水施設、石見地区簡易  
給水施設管理運営委員会。縄簡易給水施設、縄地区簡易給水施設管理運営委員会。地頭所  
簡易給水施設、地頭所地区簡易水道組合。久喜原簡易給水施設でございます。久喜原地区  
簡易給水施設組合。高畑簡易給水施設、高畑地区簡易給水施設管理運営委員会ございま  
す。

この上程しました理由でございますけれども、この施設につきましては、町内の簡易給  
水施設、すべて15施設ございますが、この指定管理施設につきましては、設置当初から  
地元の運営団体が、指定管理者として管理運営をまいっております。このたび指定期  
間満了に伴いまして、その期間の更新を行うものであります。更新後の期間は、先ほど  
上程いたしました期間にありますように、15カ所すべて平成28年7月1日から平成  
38年6月30日までの10ヶ年でございます。以上が議案第47号でございます。よろ  
しく願いをいたします。

それでは続きまして、議案第48号の上程いたしました議案についてご説明いたしま  
す。

議案第48号、財産の取得について、次のとおり土地及び定着物を購入したいので、地  
方自治法第96条第1項第8号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又  
は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めらる。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

記、1、取得する財産、土地、美郷町粕渕71番地2。面積、529.02平方メー  
トル。定着物、木造瓦葺2階建、延べ床面積494.55平方メートル。2、取得の金額、  
2100万円。3、取得の相手方、東京都千代田区外神田4丁目5番4号、テー・ピー・  
エスサービス株式会社、代表取締役社長 村尾 光治。4、取得の方法、随意契約でござ  
います。この財産の取得の理由でございますが、まず国道375号のAコープから保育所  
までの間、島根県によりまして、昨年度より、歩道設置事業の事業着手をされております。  
昨年、地形測量を行い、現在までの間で、机上によりまして、路線の線形の設定、歩道の  
設置方法等々につきまして、概略の計画を進めておりました。県と町の方で協議をした中

で、Aコープ隣の旧武澤屋でございます。この土地建物につきまして、歩道を設置するにあたって、これは避けて通れない部分であるということで、移転補償が生じるということが判明をいたしました。その中で、この物件は、不動産、いわゆる個人の所有物件ではなく、法人が持つとる不動産物件として、売却予定で、インターネットにも載っておりますが、そういった物件の性格上、なかなか移転補償で、島根県が移転補償に望む時に、協議の中で、非常に色々な条件で、条件が合わないというものが想定されます。またこういった状況が色々と情報が公になりますと、また色々な無用な混乱を招くおそれもあるということで、町といたしまして、先行で、この不動産について取得をしたいということで、このたび上程をさしていただいたものであります。既に、通常、財産の取得であれば工事等によりますと、仮契約という方法をとるわけなんですけど、どうも民間の不動産売買におきましては、仮の契約というのは存在しないということで、いちおう不動産の購入申し入れということで、申し入れを既に仲介業者さんを経由して持ち主の方に、申し入れを行っております。この申し入れ書の中に、議会の議決を持って、最終的な売買契約行うというふうな文言を入れた形で、今、書類の事務処理を進めておるといってございまして。以上のような形で、この度財産の取得について、議案を提出させていただきました。なおこの財源でございますが、美郷町の土地開発基金を持ちまして取得するという方で、検討をいたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

続いて、報告第1号について説明を求めます。番外、企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程をいただきました報告第1号について、ご報告を申し上げます。

報告第1号、平成27年度美郷町一般会計繰越明許について、地方自治法第213条の規定により繰越したので、同法施行例第146条第1項により下記のとおり報告する。

平成28年6月7日提出、美郷町長 景山良材。

平成27年度美郷町一般会計の繰越明許費繰越計算書でございます。このことにつきましては、去る3月の第1回定例議会におきまして、繰越明許の議決をいただいておりますが、施行例の規定により、地方公共団体の長は、繰越明許に係る歳出予算の経費を翌年度に、繰越した時に、翌年の5月31日までに、繰越計算書を調整し、次の議会までに報告しなければならぬ旨の規定となっており、このたび改めて報告を申し上げます。こちらの表を見ていただきますと、款2総務費、項1総務管理費、上から説明させていただきます。第2次長期総合計画策定業務でございます。まち・ひと・しごと創成総合戦略との関連性を持たせるため、総合戦略の構想が固まる時期を待っていたことにより、計画開始時期が大幅に遅れ、299万1600円の繰越をさせていただいたものでございます。業務委託完了は、11月末を予定しております。続きまして、みさと力創造事業、みさとカレッジ運営費でございます。昨年12月に実施いたしました起業コンテストの起業支援金につきましては、ブラッシュアップ等の実施をしながら

交付となることから、1000万の繰越をさせていただいたものでございます。続きまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業。本年、国の1月の補正予算に伴って、3月に交付決定されたものです。で、繰越をさせていただいたものです。3269万9000円を繰越をさせていただきます。マイナンバーによる情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、既存のLGWANの領域とインターネットの分離のため、現在自治体等のクラウドを構築中ということです。続きまして、款8土木費、項2道路橋梁費でございます。町道ニタ合線改良事業、用地の買収協議に不測の日数を要したため、繰越をさせていただいたものです。1846万3814円を繰越をさせていただいております。用地の2件のうち1件は、登記処理に時間を要するものでございまして、秋までには工事発注を予定しております。続きまして、町道連水線改良工事でございます。工事施工に支障となる物件移転の交渉に不測の日数を要したため、繰越をさせていただいたものでございます。1874万6800円を繰越しております。今後、用地取得を経て、秋に工事発注をする予定です。最後となります町道田水線改良工事、測量業務発注後の現地調査において、危険な落石箇所があり、その追加調査設計に不測の日数を要したためということで、繰越をさせていただきます。912万円の繰越でございます。時点経過として、追加調査設計につきましては完了し、既に着工済みでございます。3月末の完工を目指しております。この繰越に伴います財源につきましては、こちらにある計算書の財源内訳に掲載しておるとおりでございます。以上で報告第1号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

以上で、全議案並びに報告事件案の説明が終わりました。

質疑は9日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は、9日の木曜日、定刻より開きます。

本日は、これもちまして散会といたします。ご苦労さまでした。

( 散会 午前 10時 54分)